

新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の当法人での対応について、以下の通りお知らせいたします。

感染症の状況等の変化や政府・自治体の新たな方針・指示等が出された場合は、随時対応を検討しお知らせいたします。

利用児者、職員への感染予防、感染拡大防止のための対策となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 感染予防のための利用児者への対策

- ・ 不要不急の外出は控えますが、必要最低限の外出は行います。
- ・ 利用中の手洗い、うがい、手指消毒を徹底して行います。
- ・ 1日に2回の体温測定を行います。
- ・ 通所利用児者の体温が利用前に37.5度以上の場合は、サービス利用をお断りいたします。
- ・ 通所利用児者の体温が利用中に37.5度以上の場合は、事業所内で隔離した上で、保護者へ連絡し帰宅していただきます。
- ・ 発熱した通所利用児者は、解熱後24時間経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでサービス利用をお断りいたします。
- ・ 入所利用児者の体温が37.5度以上の場合は、医療機関への通院、施設内での隔離などをします。
- ・ 面会や外泊は可能な限り行わないようにします。

2. 感染予防のための職員への対策

- ・ 可能な限り外部研修への参加や不要不急の外出は控えますが、必要最低限の外出は行います。
- ・ 職員の体温が出勤前に37.5度以上の場合は、出勤をしません。
- ・ 職員の体温が勤務中に37.5度以上の場合は、帰宅し、医療機関への通院を行います。
- ・ 発熱の原因が不明の場合は、解熱後24時間経過する呼吸器症状が改善傾向となるまで出勤をしません。
- ・ 勤務中の手洗い、うがい、手指消毒、施設・事業所内の消毒を徹底して行います。
- ・ 職員の同居する家族に37.5度以上の発熱の者がいる場合は、出勤を控えることができます。

3. 感染拡大防止のための利用児者への対策

- ・通所利用児者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、茨城県等の指示に従います。
- ・茨城県等の指示に従い、通所事業所は休業などの措置を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した通所利用児者は、サービス利用をお断りいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した通所利用児者のサービス利用の再開は、茨城県等の指示に従います。
- ・入所利用児者の体温が 37.5 度以上で 4 日以上続く場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談します。
- ・入所利用児者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、茨城県等の指示に従います。
- ・茨城県等の指示に従い、入所施設等は施設内で隔離などの対応をします。

4. 感染拡大防止のための職員への対策

- ・職員の体温が 37.5 度以上で 4 日以上続く場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談します。
- ・職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、茨城県等の指示に従います。
- ・茨城県等の指示に従い、施設・事業所は休業などの措置を行います。

5. 感染予防・拡大防止のための保護者への対策

- ・入所利用児者への面会や外泊は、可能な限り控えていただきます。
- ・通所利用児者の体温が利用前に 37.5 度以上の場合は、サービス利用を控えていただきます。
- ・通所利用児者の体温が利用中に 37.5 度以上の場合は、速やかなお迎えをしていただきます。
- ・発熱した通所利用児者のサービス利用の再開は、解熱後 24 時間経過し呼吸器症状が改善傾向となるまで控えていただきます。
- ・通所利用児者の体温が 37.5 度以上で 4 日以上続く場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談していただきます。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した通所利用児者は、サービス利用を控えていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した通所利用児者のサービス利用の再開は、茨城県等の指示に従っていただきます。